

○苫小牧市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域のにぎわいと交流の場の創出に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関し、基本理念を定め、事業者、商店会、連合会、経済団体及び市の責務を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

商店街は、これまで、地域のイベントやお祭りの開催、街路灯管理や防犯対策、ゴミ清掃やリサイクル活動をはじめとした環境対策等、様々な事業に取り組んでおり、市民生活においては、単に買い物の場であるのみならず、地域のにぎわいと交流の場を創出する地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、社会経済環境の変化の中で、これまで商店街活動の中心となってきた地域の商店会は、会員数の減少や、これに伴う資金不足等の諸問題を抱え、組織の弱体化が進むとともに、地域コミュニティの担い手としての機能が低下しつつあり、市民生活への影響が懸念されています。

地域の商店会組織が今後も継続して活動していくためには、商店街を構成するすべての主体が業種や業態を越えて互いに協力し合い、支えあう仕組みを作ることによる組織基盤の強化が不可欠な状況となっています。

本条例は、商店街の活性化に関する基本理念のほか、商店街に関係する主体の役割を定めることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合、事業協同組合のうち商店街を事業区域とするものその他同一の商店街において事業者により組織された団体をいう。
- (4) 連合会 商店街振興組合連合会をいう。
- (5) 経済団体 商工会議所その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 大型店 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗をいう。

【解説】

この条例で使われる基本的な用語を定義し、誰でも同様に内容が理解できるようにしています。

◇事業者

小売業、サービス業だけではなく、すべての業種が含まれます。また、商店街に立地

する大型店も含まれます。

◇商店会

法律に基づいて設置された団体のほか、商店街の振興を目的として、複数の事業者で構成された任意の団体も含まれます。

◇大型店

市内に立地する店舗のうち、店舗面積が1000㎡を超える大規模小売店舗をいいます。

(基本理念)

第3条 商店街の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 事業者、商店会及び連合会が、創意工夫と自助努力により、商店街の活性化の主導的な役割を担うこと。
- (2) 事業者、商店会、連合会、経済団体及び市が、相互に連携するとともに、大型店及び市民の協力のもとに推進すること。

【解説】

条例の目的を実現するための基本的な理念を規定しています。

◇商店街の活性化においては、事業者、商店会及び連合会が当事者となります。本条例においては、まずはこれらの主体が、創意工夫と自助努力により、商店街の活性化を牽引する主導的な役割を担うこととしています。

◇また、これらの主体をサポートする存在として経済団体や市を位置づけ、相互に連携するとともに、大型店や市民の理解と協力を得ながら、すべての主体が一丸となって商店街を活性化することを基本理念としています。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、魅力ある個店づくりが商店街の活性化に必要であることを認識するとともに、商店街を構成する一員として次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 商店会に加入すること。
- (2) 商店街の活性化に関する取組に対し、応分の負担をし、当該取組に協力すること。

【解説】

条例の目的を実現するために、事業者が果たす役割について規定しています。

◇自らの事業の発展、経営基盤の強化、人材の育成、福利厚生の上昇など、魅力ある個店づくりが商店街活性化の原点となることを理解することとしています。

◇また、商店街を構成する一員として、商店会への加入及び商店街の活性化を図る取組に対して応分の負担と協力を努めることとしています。本条例の柱となる部分です。なお、応分の負担とは、事業者による金銭的、物的または人的な負担をいいます。

(商店会の責務)

第5条 商店会は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 商店街の活性化に関する取組を企画し、実施すること。
- (2) 商店街の活性化に関する情報の収集及び提供をすること。
- (3) 地域のにぎわいと交流の場を提供すること。
- (4) 快適に買い物をすることができる環境の整備を図ること。
- (5) 商店会への加入を促進し、その組織の基盤強化を図ること。

【解説】

条例の目的を実現するために、商店会が果たす役割について規定しています。

◇地域の実態や課題、需要を踏まえ、商店街活性化の取組を検討・実施するとともに、情報の収集・提供に努めることとしています。

◇目的規定において、これまで商店街が果たしてきた役割として掲げた『地域のにぎわいと交流の場の創出』について、商店会の責務として改めて規定しています。

◇消費者の利便性の向上、安全の確保など、快適な商業環境の整備に努めることとしています。

◇商店会への加入促進にあたっては、事業者側の努力だけではなく、商店会側としても、自らの活動について十分な説明と周知活動を行い、未加入の事業者等に対して理解と協力を求める必要があります。

(連合会の責務)

第6条 連合会は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 商店街の活性化に関する情報の収集及び提供、商店会の育成に関する調査及び研究、商店会が抱える課題の解決等を行うこと。
- (2) 商店会が前条第5号の事項を行うときは、当該商店会に対し、指導及び支援をすること。
- (3) 事業者が新たな商店会を設立するときは、当該事業者に対し、必要な支援をすること。

【解説】

条例の目的を実現するために、商店会の連合会が果たす役割について規定しています。

◇市内の商店会を束ねる上部組織として、個別の商店会の活動をバックアップする機能及び牽引する機能を有しており、情報の収集や提供、商店会の育成に関する調査・研究など、具体的に努めるべき事項を規定しています。

◇特に商店会への加入促進に関する取組を行なう商店会に対する指導・支援について改めて規定しています。

◇連合会自身の組織基盤の強化についても大きな課題であり、連合会への加入商店会を増やすためにも、新たな商店会の設立には積極的な関わりが必要となります。

(経済団体の責務)

第7条 経済団体は、基本理念にのっとり、事業者、商店会及び連合会に対する経営の指導、商店街の活性化に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

【解説】

条例の目的を実現するために、経済団体が果たす役割について規定しています。

◇商店街の活性化に向け、事業者、商店会及び連合会に対する経営支援のほか、情報の収集・提供など、具体的に努めるべき事項を規定しています。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めるものとする。

【解説】

条例の目的を実現するために、市が果たす役割について規定しています。

◇必要な施策には、本条例の施行及びその適正な運用のほか、商店街向けの各種補助金などの金銭的な支援や、イベント事業等への人的支援も含まれます。

(大型店の協力)

第9条 大型店は、地域社会を構成する一員として、自らの社会的影響を認識し、商店会及び連合会が行う商店街の活性化への取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

条例の目的を実現するために、大型店に理解・協力していただく事項を規定しています。

◇大型店にも、地域社会を構成する一員として、自らの存在が地域社会にとって大きな影響力を持っていることを理解していただいた上で、商店会や連合会が行う取組に対し、協力するよう努めることとしています。

(市民の協力)

第10条 市民は、商店街の活性化への取組が市民生活の向上に寄与することを認識し、その取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

条例の目的を実現するために、市民に理解・協力していただく事項を規定しています。

◇市民にも、これまで商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしてきたことや、商店街の活性化への取組が、自らの生活の向上に繋がることを理解していただいた上で、その取組に対し、協力するよう努めることとしています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

商店街の活性化に関する必要な事項については、本条例に定めるほか、規則や要綱等で別に定めることとしています。